

一、法学科

二、経済学科

三、商学科

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第七条 各学科ノ修業科目及ヒ其配当左ノ如シ

(注記11) 第一 法学科

科目	学年
法学通論	第一学年
憲法	第二学年
行政法	第三学年
民法	債權總論、親族權
商法	物權、債權各論
刑法	總則、會社
訴訟法	手形、海商
破産法	相
経済学	經濟原論
財政学	財政学
国際公法	国際公法
国際私法	国際私法
実習	刑事実習
外国語	英語若ハ独逸語
随意科目	英語若ハ独逸語

第二 經濟学科

科目	学年
経済学	第一学年
政治学	第二学年
簿記及会計学	第三学年
統計学	統計学原論
憲法及行政法	憲法
民法	債權總論、親族權
商法	物權、債權各論
國際私法	國際私法
社会学	社会学
外国語	英語若ハ独逸語
随意科目	英語若ハ独逸語

第三 商学科

科目	学年
簿記及会計学	第一学年
銀行簿記	第二学年
工業簿記及会計学	第三学年
商業実務	商業簿記
内外商業事情及	内外商業事情及

英 語	英語、英作文	英語、英作文	英語、英作文
賣買及取引所	賣買及取引所		
工場監理			工場監理
銀行		銀行(貨幣及信 用ヲ含ム)	
保 險			保 險 学
関税及倉庫		関係及倉庫	
交 通 論		交 通 論	
商業地理及商品学	商業地理	商 品 学	
商 業 史	商 業 史		
法 律 学	民 法	民法、商法	商 法
經 济 学	經 济 原 論	商 業 政 策	社会及工業政策
財 政 学			財 政 学

(抹消)

第二節 入学、休学及と退学

第八条 専門部ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限

リ入学セシム

第九条 専門部ノ学生ヲ正科生、別科生ノ二

種トス

印

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス但外国人ニシ
テ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検
定ノ上之ヲ許可ス朝鮮人及ヒ台湾人亦之ニ準ス
中学校卒業生、師範学校卒業生、甲種商業学校卒業生、専
門学校入学者検定期程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、

大学予科第一学年ヲ修了シタル者、文部大臣ニ於テ専門学
校ノ入学ニ関シ中学校卒業生ト同等以上ノ学力ヲ有スルモ
ノト指定シタル者
二 別科生ハ前号以外ノ者ニシテ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ
上入学ヲ許シタルモノトス但其履

(注記12)
大正十三年一月十六日

(注記13)

14)

記 専門学務局長

(粟屋)

第二課長

(赤間)

(注次官)

(松浦)

(伊藤)

(小菅)

私立大学専門部学則改正ノ件

案

中央 大学

大正十二年十二月二十日付申請其学専門部学則中改正ノ件認可

ス

年 月 日

文 部 大 臣

備考

各学科課程中ニ倫理、論理、心理、哲学概論ノ学科目ヲ加ヘ
毎週教授時数ヲ定メントス

(注記1)

「大正十二年十二月廿二日／亥学第一六、五九五号／東京府經由」

(注記2)

「文部省／東專330号／年月日」
「東京府／大正12・12・21／亥学16595／收受」

(注記3)

「一」(簿册内件名番号)

(注記4)

「一行加フ印」

(注記5)

「三字削ル印」

(注記6)

「四字訂正印」

(注記7)

「一行加フ印」

(注記8)

「三字削ル印」

(注記9)

「二字訂正印」

(注記10)

「一行加フ印」

(注記11)

「旧規程」
(朱書)

(注記12)

「要記入印」
(西田)

(注記13)

「記録掛／14・9・1／受領」

(注記14)

「文部省／東專330号／年月日」
「完決」
「1月22日／發送済」

(注記15)

「裁決定／1月22日」

(下札)

「種別 わ一ノ六／聯繫／登録追加／件名 東京府經由、中央
大学専門部学則中改正認可／番号 東專三三〇／結了年月日 大
一三一、二二／保存年限 ムキ／枚数 7」

「『自大13年1月至昭和年月 中央大
学専門部、明治大学専門部、第1、2
61冊』文部省③ 3A, 9-2, 145」